

大阪広域水道企業団八尾水道事業給水主管の帰属に係る事務処理要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）第10条の規定に基づく給水装置工事（以下「給水工事」という。）において布設した給水主管の円滑な維持管理を図るため、給水主管の帰属に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）「配水支管等」とは、配水支管及び配水枝管並びにそれに附属する設備をいう。
- （2）「給水主管」とは、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）所有の配水支管等から分岐し、複数の給水引込管を分岐するために需要者が布設した水道管及びそれに附属する設備をいう。

（適用範囲）

第3条 この要綱は、次の各号に該当する給水主管に適用する。ただし、帰属については、次条の帰属要件を満たしていなければならない。

- （1）給水主管が公道（国道、府道、市道等公共が管理する道路）に布設されていること。
- （2）給水主管が私道に布設されている場合は、土地掘削占用承諾書（様式第7号）が得られること。ただし、建築基準法第四十二条第一項に規定する幅員4m以上の道路に限る。
- （3）大阪広域水道企業団八尾水道事業開発事業に係る水道事務処理要綱に基づき、開発事業者が布設する給水主管で前各号に該当すること。

（帰属要件）

第4条 給水主管の帰属については、次の各号に定める要件を全て満たしていなければならない。ただし、企業団が帰属について適当であると認めた給水主管については、この限りでない。

- （1）口径50mm以上であること。
- （2）管種は、水道配水用ポリエチレン管（PE管）又はGX形ダクタイトル鉄管若しくはNS形ダクタイトル鉄管であること。
- （3）公有管と接続されていること。

（費用負担）

第5条 当該給水工事の施行に係る費用は、給水装置工事申込者（以下「工事申込者」という。）の負担とする。

（協議）

第 6 条 給水主管の帰属に当たっては、この要綱に基づき工事申込者又は所有者と企業団との間で給水主管の寄附採納に係る協議（寄附様式第 1 号）を行うものとする。ただし、開発行為等に係る水道施設の帰属については、事前協議回答書（大阪広域水道企業団八尾水道事業開発事業に係る水道事務処理要綱様式第 3 号）をもって協議とすることができる。

（帰属手続）

第 7 条 協議が合意に達したときは、工事申込者又は所有者から寄附採納願（様式第 6 号）を企業団へ提出するものとし、企業団は寄附採納願を受理後すみやかに工事申込者又は所有者に給水主管受納書（寄附様式第 2 号）を交付するものとする。なお、給水主管は、当該給水主管受納書の交付をもって企業団に帰属するものとする。

（維持管理）

第 8 条 この要綱に基づき帰属された給水主管は、配水支管等に準じ企業団が維持管理するものとする。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めのない事項については、企業団が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に行われた協議については、なお従前の例による。